

香川県立中央病院治験取扱規程新旧対比表

西暦 2025.10.8

改正前	改正後
香川県立中央病院 治験取扱規程	香川県立中央病院 治験取扱規程
前略	前略
(治験責任医師の責務)	(治験責任医師の責務)
第 20 条	第 20 条
(1) ~ (3) 略	(1) ~ (3) 略
(4) 委員会に出席し、当該治験の目的、計画、内容等について説明しなければならない。	(4) 委員会に出席し、当該治験の目的、計画、内容等について説明し、 <u>質疑に対し応答しなければならない。ただし、やむを得ず出席できな</u> <u>い場合は、治験責任医師に代わって治験分担医師が出席し必要な説明</u> <u>及び質疑に対する応答を行うことができる。しかし、治験分担医師は、</u> <u>治験責任医師が委員会に出席した場合と同様に審議及び決定に加わ</u> <u>ることはできない。</u>
以下略	以下略
附 則	附 則
1 この規程は、西暦 2024 年 12 月 5 日から施行する。	この規程は、西暦 2024 年 12 月 5 日から施行する。
	<u>附 則</u>
	<u>この規程は、西暦 2025 年 10 月 8 日から施行する。</u>